

決議

委員会に対し指示する。

決議VI. 23 ラムサールと水

1. 地下水の蓄積、水質改善、洪水の軽減、および水資源と湿地の密接な関係を含めた湿地の重要な水文学上の機能を認識し、
2. さらに湿地の水文学上の機能を特定し、数量化するためにすでに存在する水文学データの不足を重ねて認識し、
3. 水資源管理及び湿地保全の総括を含む、河川の流域規模の計画の必要性を明確に理解し、
4. 1996年3月20日の今回の締約国会議本会議で、特別講演「未来へのテーマ」の一環としてIUCNによって発表された「水資源管理と湿地保全の調和:21世紀におけるラムサールの挑戦」を想起し、
5. さらに「1997-2002年戦略計画」中の以下の行動目標を重ねて想起し、
 2. 2 湿地の保全と賢明な利用を土地利用、地下水管理、河川流域及び沿岸域計画の政策策定においてに統合すること。
 2. 4 環境計画策定を行なう目的で、湿地がもたらす利益と機能の経済的評価を提示すること。
 2. 7 湿地の保全と賢明な利用に関し、とりわけ女性や先住民を含む地域住民による積極的かつ情報を提供された上での参加を奨励すること。
 4. 2 特に途上国における研修の必要性を認識し、その後の追加措置を実施すること。
 6. 3 登録湿地の選定のためのラムサール基準を継続的に検討すること。
 7. 2 ラムサール条約と他の国際環境条約、または地域の環境条約および機関との連携、時にはその両方を強化し、正式なものとする。

締約国会議は、

6. 科学技術検討委員会が水文学の専門家を含むか、そういった専門知識を入手することができるよう手配する必要性を認識し、水文学とその管理の専門能力を持った機関と連携を築く。
7. 以下の事項を、締約国に呼び掛ける。
 - (a) 世界気象機関などの団体と連携し、世界中の湿地に関する水系監視ネットワークの発展を支援し、信頼性の高いデータの入手を保証する。
 - (b) 湿地の賢明な利用の概念との関連を調べるため、水管理の伝統的な体系の研究を奨励する。
 - (c) 近日中に刊行される条約出版物『湿地の経済的価値:政策策定者や決定者に対する指針』の頒布を通じて、湿地内の水の経済的価値のさらなる研究を奨励する。
 - (d) 各国の国内ラムサール委員会が、国内の水管理計画策定および河川流域管理戦略の企画に参画することを確保する。
 - (e) 管理当局及び専門技術者のみならず湿地利用者が、政策決定の過程に直接参加するよう確保する。
 - (f) 条文第4条5に基づき、特に水文学と水文学的管理に焦点を当て、学際的な研修への支援を継続し強化する。

(g) 「世界水会議」のような水に関連した機関との協力を通じ、ラムサール条約が水をめぐる論議の中で発言していくことを保証する。